

郵送での申請について

郵便で請求する場合には、下記の 1～4（または 1～5）を添えて請求してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日より戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）の施行に伴い、戸籍証明書の広域交付が開始されます。これにより本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書（戸籍謄本など）を請求することができるようになったため、郵送請求をしなくてよいケースもあります。

1 申請書

申請書は市役所のホームページからダウンロードいただく方法、もしくは他市町村の申請書であっても構いません。

2 手数料の額に相当する定額小為替証書

郵便局で定額小為替を購入ください。切手や印紙での支払いは受付できません。

金額については、「主な証明手数料」をご覧ください。

〈主な証明手数料〉

戸籍全部事項証明書・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）	450 円
除籍・改製原戸籍 謄本・抄本	750 円
戸籍の附票の写し	200 円
住民票の写し	200 円

3 返信用封筒

あて先に請求者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、必要な切手を添付してください。

個人の申請の場合、返送先は請求者の住所登録地に限られます。

法人の申請の場合、返送先は申請のあった法人の所在地になります。

4 本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関が発行した写真付きのもので、現在の住所・氏名記載の本人確認ができる書面の写し

5 その他

- ・代理人による申請の場合、委任状及び委任者（頼んだ方）の本人確認書類の写しが必要になります。
- ・第三者による申請の場合、請求理由の正当性を示す根拠資料が必要です。

6 請求から受け取りまでの流れ

STEP 1 申請書・定額小為替・本人確認書類の写し・返信用封筒の4点を準備

STEP 2 下記送付先へ郵送

STEP 3 役場で内容を確認し、証明書を作成

STEP 4 返信用封筒で証明書を返送（到着まで、投かんから1週間程度かかる場合があります）

あて先

郵便番号 449-0292

愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑2-5

東栄町役場 総務課 戸籍担当